

議案第50号 説明資料

幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例 (平成27年 3 月20日 条例第12号) (趣旨) 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46第 4 項</u>の規定に基づき、幕別町地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。 第 2 条 略 (職員の員数) 第 3 条 一の地域包括支援センターが担当する区域（以下「担当区域」という。）における第 1 号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)及び(2) 略	○幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例 (平成27年 3 月20日 条例第12号) (趣旨) 第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46第 5 項</u>の規定に基づき、幕別町地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。 第 2 条 略 (職員の員数) 第 3 条 一の地域包括支援センターが担当する区域（以下「担当区域」という。）における第 1 号被保険者<u>（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）</u>の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>（次条に規定する幕別町地域包括支援センター運営協議会（以下この条において「地域包括支援センター運営協議会」という。）が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>によることができる。次項において同じ。）<u>は、原則として次のとおりとする。</u> (1)及び(2) 略

現 行 条 例	改 正 条 例																
(3) 主任介護支援専門員（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を終了した者</u>をいう。）その他これに準ずる者 1人 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第2項第1号の規定により町が定める区域をいう。）に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると<u>次条に規定する幕別町地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</u> <table border="1" data-bbox="118 1121 1106 1414"> <tr> <th>担当区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td><u>前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</u></td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td><u>前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</u></td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td><u>専らその職務に従事する常勤の職員で前項第1号に掲げる者を1人及び専らその職務に従事す</u></td></tr> </table>	担当区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	<u>前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</u>	おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</u>	おおむね2,000人以上3,000人未満	<u>専らその職務に従事する常勤の職員で前項第1号に掲げる者を1人及び専らその職務に従事す</u>	(3) 主任介護支援専門員（<u>介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）</u>をいう。）その他これに準ずる者 1人 2 前項の規定にかかわらず、<u>地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> 3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第2項第1号の規定により町が定める区域をいう。）に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると<u>地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。</u> <table border="1" data-bbox="1167 1121 2154 1414"> <tr> <th>担当区域における第1号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td><u>第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</u></td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td><u>第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</u></td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td><u>専らその職務に従事する常勤の職員で第1項第1号に掲げる者を1人及び専らその職務に従事</u></td></tr> </table>	担当区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	<u>第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</u>	おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</u>	おおむね2,000人以上3,000人未満	<u>専らその職務に従事する常勤の職員で第1項第1号に掲げる者を1人及び専らその職務に従事</u>
担当区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	<u>前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</u>																
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</u>																
おおむね2,000人以上3,000人未満	<u>専らその職務に従事する常勤の職員で前項第1号に掲げる者を1人及び専らその職務に従事す</u>																
担当区域における第1号被保険者の数	人員配置基準																
おおむね1,000人未満	<u>第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</u>																
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</u>																
おおむね2,000人以上3,000人未満	<u>専らその職務に従事する常勤の職員で第1項第1号に掲げる者を1人及び専らその職務に従事</u>																

現 行 条 例		改 正 条 例	
	る常勤の職員で同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人		する常勤の職員で同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人
<u>3</u> 略		<u>4</u> 略	
(地域包括支援センター運営協議会の設置及び運営)		(地域包括支援センター運営協議会の設置及び運営)	
第 4 条 地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図るため、幕別町地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。		第 4 条 地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図るため、 <u>省令第140条の66第 1 号イの規定に基づき</u> 、幕別町地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。	
2 略		2 略	
第 5 条及び第 6 条 略		第 5 条及び第 6 条 略	